

よくあるご質問（FAQ）

Q1. なぜ料金単価の見直しを行うのか。

A1. 当社「離島等供給約款」に定める料金単価等は東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、「東電EP」）の料金単価等に準じておりますが、2023年2月14日、東電EPが、2023年4月1日より「特定小売供給約款」や標準メニュー等の料金単価を見直すことを公表したことを踏まえ、当社は「離島等供給約款」の見直しを行うことといたしました。

Q2. 今回の料金見直しの内容を教えてください。

A2.

【すべてのお客さま】

準じている東電EPと整合させるために、2023年4月より料金単価を見直しいたします。

【低圧で電気をお使いのお客さま】

料金単価の見直しに加えて、2023年4月より一部料金プランの燃料費調整単価の算定方法を変更いたします。加えて、夜間蓄熱式機器割引を廃止いたします。

2023年9月には一部料金プラン（A6. ①参照）の新規ご契約の受付を終了し、また、一部料金プラン（A6. ②参照）を廃止いたします。

【高圧で電気をお使いのお客さま】

料金単価の見直しに加えて、2023年4月より燃料費調整単価の算定方法を変更いたします。

Q3. 今回の見直しによってどの程度の影響があるのか。

A3. 主要な料金プランについて、以下のように算定いたしました。

契約種別	現行料金 (旧料金)	改定料金 (新料金)	値上げ額	
ご家庭のお客さま	従量電灯B 30A, 260kWh	7,306 円	7,342 円	+ 36円
	季節別時間帯別電灯 (電化上手) 12kVA, 720kWh	15,653 円	19,543 円	+ 3,890円

※現行料金および改定料金には、国による電気料金軽減措置（▲7円/kWh）の値引きが含まれております。

Q4. なぜ燃料費調整単価の算定方法を2023年4月1日から見直すのか。

A4.

【低圧で電気をお使いのお客さま】

当社「離島等供給約款【低圧用】」に定める燃料費調整単価の算定方法は東電EPの燃料費調整単価の算定方法に準じておりますが、東電EPが既に燃料費調整単価の算定にあたっての平均燃料価格の上限を廃止していることから、当社は「離島等供給約款【低圧用】」の一部プランにおいて、燃料費調整単価の算定にあたっての平均燃料価格の上限を廃止することといたしました。

【高圧で電気をお使いのお客さま】

当社「離島等供給約款【高圧用】」に定める燃料費調整単価の算定方法は東電EPの燃料費調整単価の算定方法に準じておりますが、東電EPが2023年4月1日より標準メニューにおける燃料費調整単価の算定方法を見直すことを踏まえ、当社は「離島等供給約款【高圧用】」における燃料費調整単価の算定方法の見直しを行うことといたしました。

Q5. なぜ、今回のタイミングで機器割引を廃止するのか。

A5.

【低圧で電気をお使いのお客さま】

今回、「離島等供給約款」の料金を見直すことに伴い、既に東電EPにおいて廃止されている機器割引についても同様に廃止することとしました。

Q6. 廃止される料金プランは何か。

A6.

【①料金プランの新規ご契約受付終了】

- ・時間帯別電灯[夜間8時間型]
- ・時間帯別電灯[夜間10時間型]
- ・深夜電力A
- ・深夜電力B(深夜電力)

【②料金プランの廃止】

- ・時間帯別電灯[夜得プラン]
- ・時間帯別電灯[朝得プラン]
- ・時間帯別電灯[半日お得プラン]
- ・曜日別電灯1型
- ・曜日別電灯2型
- ・農業用低圧季節別時間帯別電力(農業用季節別)
- ・融雪用電力
- ・深夜電力Aに適用される一括前払契約
- ・低圧蓄熱調整契約